



幼児教育無償化と保護者補助金についてのしおり

1. 種類

※このしおりは1年間大切に保管してください。

- ① 子育てのための施設等利用給付（無償化・保育料等） p 2～p 3
- ② 子育てのための施設等利用給付（無償化・預かり保育の利用料） p 2～p 3
- ③ 園児保護者負担軽減補助金（保護者補助金・保育料等） p 4～p 7
- ④ 預かり保育の補助金（保護者補助金・満3歳児クラスに在籍する第2子以降の預かり保育の利用料） p 4
- ⑤ 入園料等補助金（保護者補助金・入園料） p 4
- ⑥ 幼児教育推進補助金（保護者補助金・給付金） p 4
- ⑦ 給食費（副食費）に関する補足給付 p 4～p 5

2. 共通の対象要件

- ・平成30年4月2日～令和3年4月1日の間に生まれた園児(年少・年中・年長)であること
令和3年4月2日～令和4年4月1日の間に生まれた者のうち満3歳に達した者(満3歳児)
- ・園児が、令和6年4月1日以降、国立市に住民登録がある(あった)こと。
- ・保護者が、園児の在籍する私立幼稚園等に対して「入園料」「保育料」「その他の納付金」等を納入していること。

3. 提出書類

- **私立幼稚園等の月額利用料等および預かり保育事業にかかる施設等利用費請求書（償還払い用）**
※以下“請求書”と記載。 お子様ひとりにつき1枚提出が必要です。
- **令和6年度国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金 兼 入園料補助金 兼 給食費（副食費）に関する補足給付交付申請書**
※以下“申請書”と記載。 1世帯につき1枚提出が必要です。
- **添付書類** 詳細はp3、p5を参照ください。

2部入っています。3名以上の請求の場合は
お手数ですがコピーしてお使いください。
または、市HPよりダウンロードが可能です。

<提出期限>

在籍する幼稚園等の指示に従って、幼稚園等又は市役所窓口(保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係)までご提出ください。

途中入園・転入等の事由で在籍する幼稚園等の受付期間に間に合わない方は、市役所窓口(保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係)までご提出ください。

4. 交付予定

※③～⑦については交付決定通知を送付します。①および②については本紙を参考にご確認ください。

① 子育てのための施設等利用給付 （無償化・保育料等）	前期分（5ヶ月分） （令和6年4月～令和6年8月の5ヶ月分）	令和6年 10月末頃 交付予定
② 子育てのための施設等利用給付 （無償化・預かり保育の利用料）	後期分（7ヶ月分） （令和6年9月～令和7年3月の7ヶ月分）	令和7年 5月中旬頃 交付予定
③ 園児保護者負担軽減補助金		
④ 預かり保育の補助金		
⑥ 幼児教育推進補助金		
⑤ 入園料等補助金	令和6年10月末頃交付予定	
⑦ 給食費（副食費）に関する補足給付	令和7年5月中旬頃交付予定	

① ② 子育てのための施設等利用給付 について (無償化—保育料、預かり保育の利用料 等)

1-1. 幼児教育無償化の対象・範囲

幼児教育無償化を受けるためには、保護者が「施設等利用給付認定」の申請を行う必要がありますのでご注意ください。認定・無償化対象範囲・補助上限金額は、以下の表のとおりです。

年齢・クラス	施設型給付幼稚園・認定こども園（教育）		私学助成型幼稚園	
	教育時間	預かり保育利用	教育時間	預かり保育利用
年少～年長クラス (3～5 歳児クラス)	1 号認定 補助金額： 月額保育料等 (最大 25,700 円を市から 園に支払い。保護者負担の 保育料は 0 円)	新 2 号認定 補助金額：1 ヶ月の利用日数×450 円 (上限 11,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 <u>【保育の必要性の認定が必要】</u>	新 1 号認定 補助金額： 月額保育料等 (上限 25,700 円)	新 2 号認定 補助金額：1 ヶ月の利用日数×450 円 (上限 11,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 <u>【保育の必要性の認定が必要】</u>
満 3 歳児 (3 歳に達する誕生日の前日 から最初の 3 月 31 日まで)	1 号認定 補助金額： 月額保育料等 (最大 25,700 円を市から 園に支払い。保護者負担の 保育料は 0 円)	新 3 号認定 <u>【市民税非課税世帯(※)の満 3 歳児のみ】</u> 補助金額：1 ヶ月の利用日数×450 円 (上限 16,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 <u>【保育の必要性の認定が必要】</u>	新 1 号認定 補助金額： 月額保育料等 (上限 25,700 円)	新 3 号認定 <u>【市民税非課税世帯(※)の満 3 歳児のみ】</u> 補助金額：1 ヶ月の利用日数×450 円 (上限 16,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 <u>【保育の必要性の認定が必要】</u>

※市民税非課税世帯は、4 月～8 月分は令和 5 年度、9 月～3 月分は令和 6 年度の世帯の税額に基づいて算定します。

※市民税課税世帯で満 3 歳児の第 2 子以降（保育の必要あり）が預かり保育を利用する場合は別制度より補助があります。

詳細は p4 をご参照ください。

1-2. 保育の必要性の認定について（新 2 号・新 3 号認定を必要とされる方）

預かり保育利用にかかる補助を受ける場合は、保護者それぞれが以下に示すような状況により保育を必要とすることの認定が必要です。保育の必要性が認定されないと預かり保育の利用にかかる補助を受けることはできません。

認定を受けていない方は、必要書類を準備の上、市役所窓口にて申請手続きをお願いします。認定期間の遡及はできませんのでご注意ください。

保護者の状況	必要書類	所定様式
① 会社や自宅を問わず就労している	就労証明書（ただし自営の方は、営業許可証、開廃業届、取引先との契約書、確定申告書等を添付してください。）	○
② 妊娠・出産	母子手帳の写し（認定期間：出産月を挟んで前後 2 ヶ月）	×
③ 保護者の疾病・しょうがい	診断書（保育が困難なことが記載されているもの）、障害者手帳	×
④ 児童の家庭あるいは同居以外の親族の看護・介護	看護・介護の申立書、添付書類（診断書、障害者手帳の写し等）	○
⑤ 求職活動	求職活動状況申立書（認定期間：2 ヶ月以内）	○
⑥ 就学・技能修得等（通信教育は原則不可）	在学証明書、就学に関する申立書等	○
⑦ 家庭の災害（火災・震災・風水害等）復旧にあたっている	市長が必要と認める資料	×
⑧ その他、上記に類する状態として市が認める場合	市長が必要と認める資料	×

※①④⑤⑥は、どの事由も「週 3 日間かつ 12 時間以上の活動を常態としている」ことが前提です。

2. 支払方法

無償化による補助の支給方法については、以下の方法があります。

施設型給付の幼稚園・認定こども園・私学助成型幼稚園の一部の園は B の法定代理受領を選択しています。

A	償還払い	保護者の方には一度保育料等の全額を園にお支払いいただき、後日市から保護者に補助金が支払われる方法です。
B	法定代理受領	園においてあらかじめ補助金相当額を差し引いた額を、保育料等として保護者から受領します（後日、市から園に給付します）。

3. 提出書類

➤ 「私立幼稚園等の月額利用料等および預かり保育事業にかかる施設等利用費請求書（償還払い用）」

以下の幼稚園等に通り、新2号・新3号認定を受けていない方は、請求書の提出は不要です。

ただし、年度内に1度でも新2号・新3号認定を受けた方は、請求書の提出が必要です。

認定こども園	(国立市) 小百合学園・国立富士見台団地風の子	
施設型給付の幼稚園	(国立市) 国立ふたば幼稚園・つばみ幼稚園 (小平市) 白梅幼稚園 (府中市) 府中あおい幼稚園	
法定代理受領を選択している園 私学助成型幼稚園のうち	国立市	ママの森幼稚園
	立川市	立川みどり幼稚園・多摩幼稚園・みたから幼稚園・石川学園こぼと幼稚園・子供の国若草幼稚園 みんなの広場藤幼稚園・立川幼稚園
	府中市	北山幼稚園・明星幼稚園・府中ひばり幼稚園・府中わかば幼稚園
	国分寺市	国分寺けやき幼稚園・みふじ幼稚園・坂の上幼稚園
	日野市	日野わかさ幼稚園

(令和6年4月1日現在)

➤ 添付書類 「特定子ども子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書」

- ・市内園に通う方は添付書類の提出は不要です。市から直接、在園する幼稚園等に確認いたします。
- ・市外園に通う新2号・新3号認定の方で、園が保護者宛てに預かり保育事業に係る「特定子ども子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書」の発行を行っている場合は添付が必要となります。
- ・在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる預かり保育併用可の園（在籍園が該当するかどうかは、園にご確認ください）に通う方で、認可外保育施設等を利用した方は施設発行の「特定子ども子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書」の添付が必要です。また、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）の預かりを利用した場合は、ファミリーサポートセンター発行の「特定子ども子育て支援の提供に係る証明書」の添付が必要です。（※送迎のみのご利用は補助の対象外です。）

添付書類 提出期限

前期分（令和6年度4～8月分） は 令和6年9月6日（金）

後期分（令和6年度9～3月分） は 令和7年4月4日（金）

上記期限までに市役所窓口にご提出ください。



③園児保護者負担軽減補助金 ④預かり保育の補助金 ⑤入園料等補助金 ⑥幼児教育推進補助金 ⑦給食費(副食費)に関する補足給付について

1. 対象・範囲

③ 園児保護者負担軽減補助金（都制度）

4月～8月分は令和5年度、9月～3月分は令和6年度の世帯の税額に基づき、無償化限度額を超えた保育料や特定負担額、その他納付金（p7表の★世帯に限る）について、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設（都が認定した施設）、認定こども園（1号）に在籍している園児を対象に、保護者負担額の範囲内で、毎月の補助金額を算定し支給します。

※令和6年度より、その他納付金はp7表の★世帯に限らず全ての世帯において補助対象経費とする予定があります。詳細が決まり次第、お通りの幼稚園等経由でお知らせいたします。

補助金額及び金額の算定手順はp6～p7のとおりです。

④ 預かり保育の補助金（都制度） 事前に申請が必要です。係までお問い合わせください。

対象児童は、下記のすべてに該当する園児です。

- ・私立幼稚園または認定こども園の1号・新1号認定枠に在園していること
- ・第2子以降で満3歳児であること（第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄弟等を有する子どものこと）
- ・国立市が保護者それぞれの保育の必要性を確認していること
- ・課税世帯であること（非課税世帯の方は、新3号認定を申請のち施設等利用費の補助対象になります）

以下の(1)(2)を比較し、低い額の方を補助します。ただし、上限16,300円

(1) 1か月の利用日数×450円

(2) 実際に園に支払った額

※3歳～5歳児の預かり保育（保育の必要あり）についてはp2参照

⑤ 入園料等補助金（市制度）

私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設（都が認定した施設）、認定こども園（1号）へ入園した園児を対象に、入園した年度に限り、園児1人あたり**上限3万円**を支給します。本補助金の給付は、当該年度につき1回限りとなります。（前住所地で交付済みの場合は除きます）。

⑥ 幼児教育推進補助金（市制度）

私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設（都が認定した施設）、認定こども園（1号）に在籍している園児を対象に、**月額3,500円**を給付します。

⑦ 給食費（副食費）に関する補足給付（国制度）

対象者は、次のいずれかに該当する園児の保護者の方です。

- (1) 令和5年度市民税所得割額の世帯合算額が77,101円未満の方(令和6年4月～8月まで対象)
- (2) 令和6年度市民税所得割額の世帯合算額が77,101円未満の方(令和6年9月～令和7年3月まで対象)
- (3) 小学3年生以下の子どものうち、最年長の子を第1子とカウントして第3子にあたる方

※私学助成型幼稚園

園からの報告に基づき、給付額を確定します。対象者には交付決定通知を送付したのち、補助金指定口座に振り込みます。

※施設型給付幼稚園・認定こども園

市が各園に対して対象者の補助相当額をお支払いし、毎月の給食費を補助します。対象者には給食費(副食費)決定通知を送付しております。対象月については、給食費(副食費)決定通知をご確認ください。

副食費とは、給食費のうち、主食(お米・パン類)以外のおかず・おやつにかかる費用分を意味します。

対象経費は、保護者が園に支払う給食費のうち副食費相当です。(ただし、実際に給食を食べた日数を対象経費とみなします。お弁当持参の場合は対象外ですが、牛乳代は含みます。)

以下の(1)(2)を比較し、低い額の方を補助します。

(1)補助基準額：当該月の給食日数×1食あたりの副食費相当額(園により異なります。)

(2)補助上限額：**ひと月あたり 4,500 円**

※補助上限額につきましては、変更になる場合がございます。

2.提出書類 ※1世帯につき1枚提出してください。

➤ 「令和6年度国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金 兼 入園料等補助金 兼 給食費(副食費)に関する補足給付費 交付申請書」

➤ 添付書類 課税を証明する書類

※令和5年1月1日、令和6年1月1日時点の住所が国立市外の方は**課税証明書**をご提出ください。
所得のある方全員分必要です。

- ・ただし、保護者のいずれか一方が「控除対象配偶者」である場合、「控除対象配偶者」分の証明書は不要です。
- ・すでに令和5年度の本補助金の申請において、課税証明書等を提出している場合、再度の提出は不要です。
- ・市HPよりダウンロードできる「確認書」(=実際の所得にかかわらず世帯区分dとして申請)を提出することで、課税証明書の提出を省略することもできます。

※令和5年1月1日、令和6年1月1日時点の住所が国立市民の方は、**提出不要**です。

対象者	添付書類
令和5年1月1日時点の住所が国立市外の方	●令和5年度区市町村民税課税証明書(扶養親族(控除)数等の記載があるもの) 該当年1月1日の居住地で発行できますので、お取り寄せの上ご提出ください。 すでに提出している場合は、省略できます。
令和6年1月1日時点の住所が国立市外の方	●令和6年度区市町村民税課税証明書(扶養親族(控除)数等の記載があるもの) 該当年1月1日の居住地で発行できますので、お取り寄せの上ご提出ください。 すでに提出している場合は、省略できます。
令和5年1月1日、令和6年1月1日時点の住所が国外の方	●該当前年分の収入(国内、国外すべての分)に関する書類(給与収入や扶養状況、社会保険料控除等の記載があり、勤務先で証明され、証明印または署名があるもの) ※ご不明な点がございましたら保育・幼稚園係までご連絡ください。

※ひとり親等世帯に該当される方は負担軽減措置があります。

p7をご参照の上、必要書類も添付してください。

3. 園児保護者負担軽減補助金の金額の算定手順

①世帯の扶養人数と区市町村民税所得割額を確認し、以下の表をもとに**世帯区分 a～d**を決定します。

世帯員中2人以上の方に所得がある場合は、その合計した区市町村民税額が算定基準となります。

世帯員とは…幼児と生計を一にしている父母およびそれ以外の保護者・税法上、幼児を扶養している父母以外の者・入園料および保育料を納入している父母以外の者

「所得割額」は、税額控除の対象とはならない控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除・配当割・株式譲渡所得割控除等）を適用する前の額とします。

19歳未満の扶養親族の人数 (園児本人を含む)			区市町村民税所得割課税額	世帯区分
	16歳未満 H20.1.2～R6.1.1 まで	16歳以上19歳未満 H17.1.2～H20.1.1 まで		
1人	1人	0人	55,800円以下（非課税を含まない）	a
			55,801円から191,400円以下	b
			191,401円から236,500円以下	c
			236,501円以上	d
2人	1人	1人	66,900円以下（非課税を含まない）	a
			66,901円から198,600円以下	b
			198,601円から243,700円以下	c
			243,701円以上	d
	2人	0人	77,100円以下（非課税を含まない）	a
			77,101円から211,200円以下	b
			211,201円から256,300円以下	c
			256,301円以上	d
3人	1人	2人	78,000円以下（非課税を含まない）	a
			78,001円から205,800円以下	b
			205,801円から250,900円以下	c
			250,901円以上	d
	2人	1人	88,200円以下（非課税を含まない）	a
			88,201円から218,400円以下	b
			218,401円から263,500円以下	c
			263,501円以上	d
	3人	0人	98,400円以下（非課税を含まない）	a
			98,401円から231,000円以下	b
			231,001円から276,100円以下	c
			276,101円以上	d

※19歳未満の扶養親族の数が、4人以上いる世帯における補助金の算定については、保育・幼稚園係までお問合せください。

② p 6 で決定した世帯区分で、以下の表に基づき、補助額を決定します。

園児保護者負担軽減補助金額（月額）

世帯区分		園児の通う園の種類					
		私立幼稚園・認定こども園（1号）			幼稚園類似の幼児施設（都認定）		
					幼稚園類似施設（都認定）は、国の無償化の補助がないことから、下記の金額を都制度の園児保護者負担軽減補助金で補助します。		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	★6,200 円	★6,200 円	★6,200 円	25,400 円	25,400 円	25,400 円
2	非課税世帯・所得割額非課税世帯	★3,200 円 (★6,200 円)	★6,200 円	★6,200 円	22,400 円 (25,400 円)	25,400 円	25,400 円
3	a の世帯	1,800 円 (★3,200 円)	1,800 円 (★6,200 円)	★6,200 円	21,000 円 (22,400 円)	21,000 円 (25,400 円)	25,400 円
4	b の世帯	1,800 円	1,800 円	★5,600 円	21,000 円	21,000 円	24,800 円
5	c の世帯	1,800 円	1,800 円	★5,000 円	21,000 円	21,000 円	24,200 円
6	d の世帯	1,800 円	1,800 円	1,800 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円

※第2子以降の園児とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を有する幼児。

※ひとり親等世帯は、上記の表の（ ）の金額となります。

※★の区分は、その他納付金（施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費）も対象です。

令和6年度より、その他納付金は★世帯に限らず全ての世帯において、補助対象経費とする予定があります。詳細が決まり次第お通りの幼稚園等経由でお知らせいたします。

◎ひとり親等世帯の負担軽減措置について(園児保護者負担軽減補助金)

「生活保護世帯」、「非課税世帯・所得割額非課税世帯」、「区分 a の世帯」かつ、園児の保護者及び保護者と同一世帯の方が、下記に該当する場合、「ひとり親等世帯」として上記の表の（ ）内の金額が適用されます。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者（離婚し別居している、又は死別した場合等）で現に児童を扶養している方（ただし、保護者と同一世帯に属する方がこれに該当する場合を除く）。

(2) 保護者が未婚の場合（事実上婚姻状態にある場合を除く）。

※(3) 保護者が離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停を申し立てている場合。→調停の申立書の写しを添付ください。

※(4) 身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）。→身体障害者手帳の写しを添付ください。

※(5) 療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）。→療育手帳の写しを添付ください。

※(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）。→精神障害者保健福祉手帳の写しを添付ください。

※(7) 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る）。→特別児童扶養手当証書の写しを添付ください。

※(8) 国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る）。→障害年金証書の写しを添付ください。

(9) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(10) その他要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。

※に該当される方は、添付書類の提出が必要です。

4. その他注意事項

- ① 年度途中で入園・退園をした場合および国立市からの転出・国立市への転入をした場合、補助金額は、幼稚園の在園月数又は日数および国立市への住民登録月数又は日数に応じて計算いたします。また、転入・転出をされた場合、状況により転入前・転出先の自治体へ補助金額の支給額の確認をさせていただく場合がございます。
- ② 補助金は、実際に負担された入園料及び保育料等の合計額を超えた支給はできません。補助金支給額の上限は、当該年度に負担された入園料及び保育料等の総額となります。そのため、記載のある補助金満額まで支給されない場合がございます。

③ **以下の場合、補助金の交付決定および支給が遅れたり、申請が却下になる可能性があります。**

- ・申請書が所定の受付期間内に提出されなかった場合
- ・書類不備等がある場合
- ・住民登録地に居住されていない等、支給要件の確認ができない場合
- ・保育料等の支払いが遅れた場合
- ・税（所得）の申告をされていない場合

※未申告等により住民税課税(非課税)の決定がなされていない方は、補助金の対象者となりません。必ず申告をしてから申請してください。

④ **次に該当する事由が発生した際は、国立市役所へ申請内容変更の届出が必要です。**

- ・園児が国立市から転出する場合
- ・園児が幼稚園を退園・休園・転園する場合
- ・補助金の振込先口座を変更したい場合
- ・園児を養育する保護者が変更になる場合
- ・年度の途中からひとり親等に該当する場合および該当しなくなった場合

※届出がなくても、補助額が変更となったり、資格が喪失になる場合がございます。

不正な申請や届出が遅れたことにより補助金が過払いとなった場合、補助金を返還していただきます。

⑤ **電話での振込金額等の確認は、個人情報保護のため原則お受けできません。**

⑥ **上記のほかに、状況により、戸籍等証明書類の提出を求める場合がございます。**

また、年度途中より離婚別居等の事由によって、世帯状況等が変わる場合は、必ず国立市役所保育幼児教育推進課保育・幼稚園係までご連絡ください。届出が遅れたことにより補助金支給額が過払いとなった場合、補助金を返還していただきます。

⑦ **年度を越えての申請・変更の届出はできません。**

市役所窓口への申請・変更の提出は、令和7年3月7日（金）までをお願いいたします。

【連絡先】

国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係
〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
電話：042-576-2427
042-576-2111（内線：139・207・406）

